

3. 新政府の方針

①646年 14 \_\_\_\_\_ 4カ条を宣布。[図表P. 56④]

(一)15 \_\_\_\_\_ 制、(二)地方制度 (三)班田収授 (四)税制 [史料⑬]  
(より詳しく見てみると…)

【第1条】子代、屯倉、部曲、田荘の16 \_\_\_\_\_

→ 代わりに支給されるのが17 \_\_\_\_\_ ・布帛<sup>ふはく</sup> [史料⑬ (語注) 5]

【第2条】畿内・国司・郡司と行政区画を定め、関所などを置くこと。

【第3条】戸籍・計帳・班田収授の法を定める。18 \_\_\_\_\_ 戸を1里とする。

【第4条】古い税制を改め、新しい税制をつくる。

☆これらの改革は、壬申の乱後に強大な権力を手に入れた天武天皇の頃に実現に向かう。

記載にある図表のパーツと史料の現代語訳と参照しよう。穴埋めすればいい。ではよく自分で学ぶ意識で各資料と見よう。

実現までにはだいぶ時間がかかったおです。

「改新の詔」の条文は正確か？

「改新の詔」全文を載せた史料が720年(奈良時代)に完成した『19 \_\_\_\_\_』である。しかし、ここに載せられた4カ条については『日本書紀』の著者により字句の改変が行われたのではないかという疑問があった。その理由は、条文の多くが『大宝律令』(701(大宝元)年発令)にそっくりだったからである。

もっとも議論されたのは、「改新の詔」第2条である。ここには、地方を監督する役人として「国司」「郡司」を置くとする表現があるが、当時発掘された同じ時期のものと思われる金石文には「郡<sup>こおり</sup>」という表現のかわりに、「評<sup>こおり</sup>」という表現が用いられていたのである。

この議論は694年に建設された藤原京の跡から発掘された大量の木簡に「評」の字が用いられていたことで決着した。「改新の詔」には一部創作が混っていたことは判明したが、「改新の詔」すべてが創作であるという考えはとられていない。[P. 38①②; 図表P. 56④]

この「改新の詔」の真偽をめぐる論争は「郡<sup>ぐん</sup>評<sup>びょう</sup>論争<sup>ろんそう</sup>」とよばれた。

この内容を理解できるから「日本史得意科目化計画」の1つの中身になります。この枠の中と図表P56の田解説を読んで、どっさり論争を理解しよう。

②蝦夷対策

◇647年 20 \_\_\_\_\_ 蝦夷征討の基地として日本海側(今の新潟県付近)に設置

◇648年 21 \_\_\_\_\_ [図表P. 75]

20. 21 から始まる北へ北へと支配領域を広げていくのが今後の方向である。この図表がわかります。なお、図表P75の地図中「9世紀半ば」の支配領域ラインは、あの坂上田村麻呂が押し上げたものですよ。